

大学の研究評価制度の進展と 新たな課題

林 隆之

(大学評価・学位授与機構
評価研究部 准教授)

*本発表は、発表者の個人的見解であり、所属機関を代表するものではない

内容

- 過去20年ほどの大学評価の進展と現状
 - 「評価文化」は浸透しつつあるが、評価制度の度重なる変更による評価システムの不安定さ・複雑化
- 残された課題、新たな課題
 - 大学評価システム単独では解決できない、全体システムの課題
 - 評価方法上の課題も

過去20年間の大学評価制度の展開

年		
1991年	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価の努力義務化 	研究業績のリスト化などの報告
1999年	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価の義務化 外部評価の努力目標化 	
2000年	<ul style="list-style-type: none"> 第三者評価の試行的実施（～2003） 	学部・研究科を単位とした評価。研究分野の特徴・内容を踏まえた評価が可能
2002年	<ul style="list-style-type: none"> 21世紀COEプログラム開始 	外部競争的資金においても個人評価から組織評価の流れ
2004年	<ul style="list-style-type: none"> 認証評価の導入（学校教育法） 	機関単位の評価→内部質保証体制の構築重視 教育中心の評価
	<ul style="list-style-type: none"> 国立大学の法人化：年度評価の開始 	機関レベルのPDCA体制の確立
2008年	<ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人の中期目標期間の達成状況の評価 	

3つのドライバ

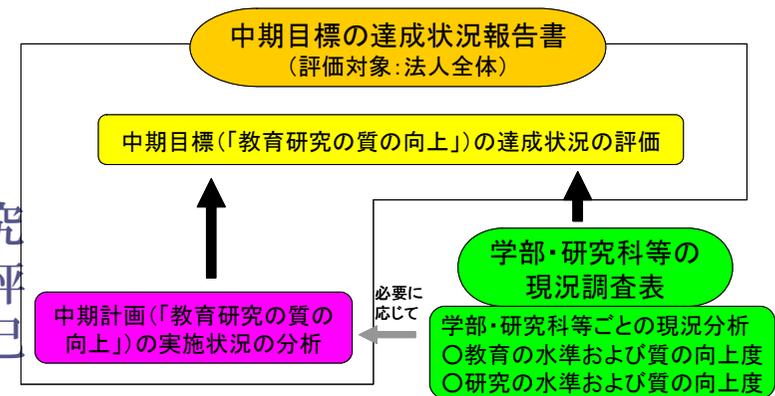
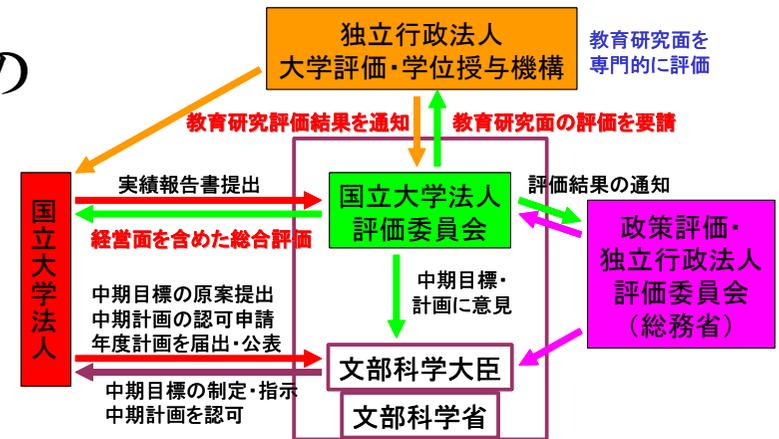
- 高等教育政策
 - 規制緩和に伴う評価導入・事後チェック、個性化・多様化、（特に教育面での）内部質保証体制の構築と国際通用性
- 行政改革・政策評価
 - NPM – 目標管理、実績評価、疑似市場による競争
- 科学技術政策
 - COE等による卓越拠点形成、
 - 大綱的指針は直接的影響が弱い → 機関内部の評価が不十分となりがち

評価の現状（1）認証評価

- アクレディテーション「的」な第三者評価
質保証＋改善促進＋説明責任
- 評価基準に照らして「満たしているか」否か
＋ 優れた点、改善すべき点、特色ある点の指摘
 - 検証では、長所指摘、訪問調査による意思疎通・非公式コメントに大学の肯定
- 研究評価はオプション（選択式）=>ライトタッチ
 - マネジメント面（体制、政策、質管理システム）
 - 研究成果面（活動／生産性、学術面、社会・経済的効果）
 - ・ 優れた成果（nuggets）による説明責任＋内部評価体制の構築誘因
 - ・ 生産性評価による外圧的效果
 - ・ 資料は学部等单位（設定自由度あり）だが、詳細な研究内容まで入り込む体制ではない

評価の現状（2）国立大学法人評価

- 文科省の国立大学法人評価委員会からの委託による、教育研究面の評価
 - 中期目標・計画の達成状況の評価
+ 学部・研究科ごとの現況分析
- 研究評価という点では、
 - 中期目標・計画に、
 1. 「研究水準及び成果等に関する目標」
 2. 「研究実施体制の整備に関する目標」
 - 現況分析では、
 1. 「研究活動の状況」（活動・生産性や研究資金獲得に関するデータ等を中心とする評価。DBでの比較可能データを踏まえた自己評価と第三者評価）
 2. 「研究成果の状況」（二次評価（ピアレビュー）による研究業績判定を基礎とする評価）

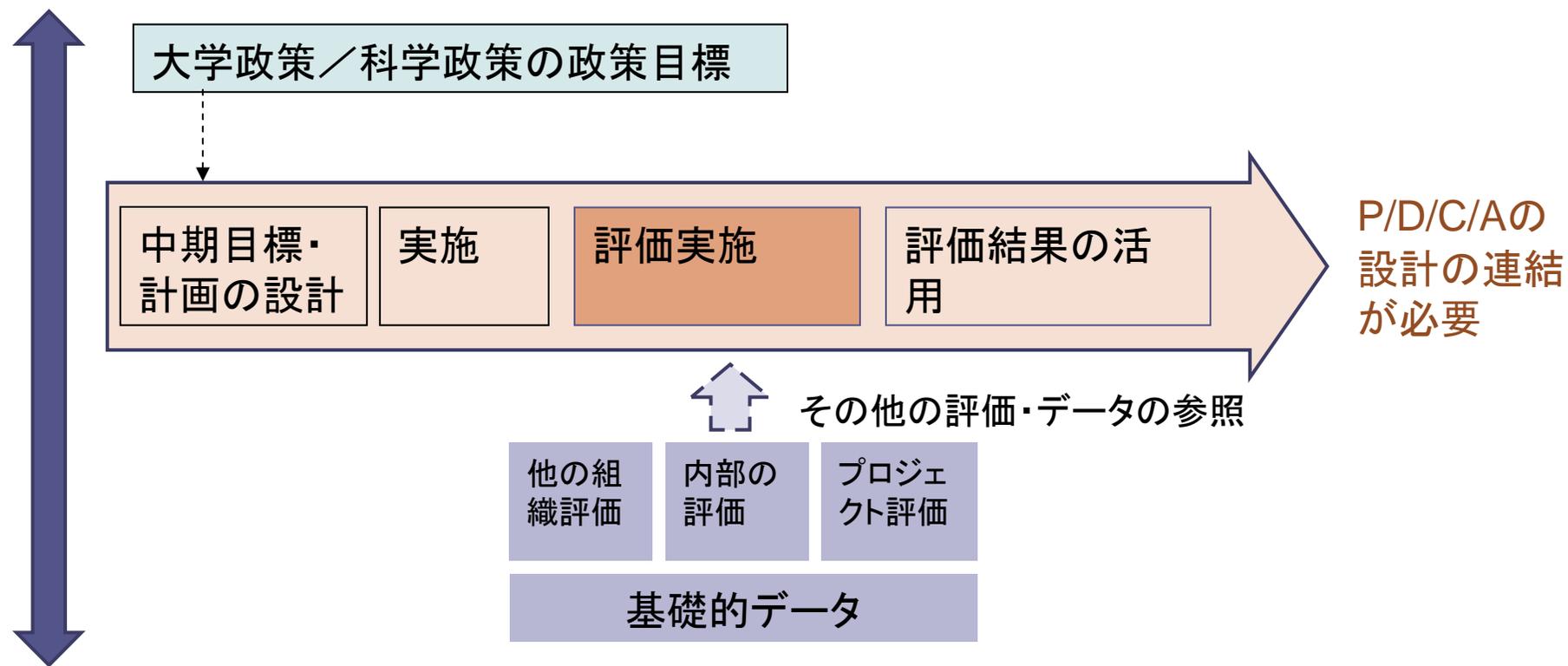


- 評価の方法や運営上の課題はいくつか見えているが、現在、評価実施中のため、総括するには時期尚早（来年度検証）
- ただし、実施以前からの最大の障壁は：
海外にも例をみない、評価対象のボリュームの多さと短期間での実施
 - 90冊の法人達成報告書+1440冊の学部・研究科現況調査+2万件の研究業績を6ヶ月間で評価（訪問調査含む）。
 - 評価コストの抑制（大学側および評価者側双方）と、評価の精緻さとのトレードオフが生じる
 - 総計700人以上の評価者

独法評価との違い ～何が難しいのか

- 独法とは異なり、大学は比較できるように見える／比較したいという要請が生じる
 - 教育・研究・社会貢献という「同じ」業務を実施する複数の機関
 - 評価結果に基づく資金配分への要請（財務省審議会、規制改革会議等）
 - 一方で、個々の大学の自律性尊重、多様性の促進、実際の目的・歴史・インフラ・地理的環境の違い
- 多数の利害関係者が関与するシステム設計により、評価モデルが定まりにくい
 - One size fits allの評価システムはない：改善・資金配分・説明責任を同時に実施することは実は容易ではない。
 - 評価結果の活用とは独立に評価が「観察」として存在しうるというナイーブな仮定
 - 総括的評価となるとアドバイザー的な役割は十分ではない → その一方で大学内部のアドバイザー体制も不十分

個別評価システムを超えたグラウンドデザインの再設計の必要



全体の評価システムの関連性がないために、
評価の重複感、評価対象と資金配分との不一致、
資金配分論理の合理性の不明感

P/D/C/A設計の連結の課題

- 中期目標・計画自体の課題
 - 目標・計画自体の事前審査の課題。計画と運営交付金との関連性の弱さ。
 - 中期目標は主務大臣が定めたものであるため、後に中期目標の妥当性から評価することは不可。
 - 中期目標の解釈の違い。目標構造の悪さ。評価可能性。
- 6年間固定の目標・計画とは別のダイナミックな活動
 - アクションプラン、特別教育研究経費、競争的資金
- 資金配分への活用方法が不明なまま、評価システムを設定し実施。
 - 実用性重視の評価設計が不可能。->「いかなる状況にも対応可能」な膨大な評価システム。比較可能性と多様性尊重のバランスも不明になりがち。
 - 改善、説明責任との関係：次期中期目標・計画の水準低下のおそれ
 - 評価対象と資金配分対象の不一致

評価の全体システムとの連結

- 評価結果に基づく公的資金配分のための合理性？
 - たとえば政策目標の分担実現のための目標設定と数%の実績資金配分（e.g. 仏国LOLFと大学評価の関係）
- 評価が多数存在
 - 同じ活動が重複評価される。一つ一つの評価の質が下がらざるを得ない。
 - 評価の相互参照体制（e.g. オランダ評価の標準化の提議）
 - 基礎的データの構築・共有

評価システム内部の将来課題

- 評価の費用対効果の逡減
 - これまでの効果：組織としての大学
=> アカウンタブルな存在（社会との契約がインフォーマル組織のinvisible collegeからフォーマル組織としての大学へ）、研究マネジメントを行う存在
 - 評価が浸透し、内部質保証体制が確立するほど、評価の効果は逡減
 - 資金の傾斜配分の費用対効果も下がらざるを得ない(e.g. 英国RAE)

- 評価の専門化が十分に進んでいない
 - データ整備は始まった段階であり、調査・データ分析による支援は十分でない。
 - Informed peer-reviewを基礎とする方法への進化が必要（e.g. 英国REF、豪州ERA。ただし単純模倣は無理）
- 社会的効果の評価方法の標準化の必要
 - ケーススタディではない
 - 人文、芸術、教育などの多様な分野の中での標準化の模索の必要（e.g. 豪州RQFでのインパクト評価提案、オランダERiC-project）
- 国際水準を踏まえた評価
 - 海外では国際水準を基礎とする評価の強調
 - 「国際的視点からみて」をより機能させるには